兵庫県 市区町村数 41

														市区町村数	41	
都	-	市			事	庁	諮	甲女共	司参画に関する条例				画に関する計画			
道	区	<u> </u>				内	問	7,57	可多画に因うる木門			(平成31年4月1	日現在で有効なも	D)		
府	町	区		所	務	連絡	機		有		無	有				無
県コ	村コ	町	担当課(室)名	属	所	会議	関の				現 在				女性 活躍 推進	現在
۲ ا	٦ -	村 名		Y	掌	の有無	有無	条例名称	公布日	施行日	の状況	計画名称	市	画期間	推進 法との 関係	の 状況
				/	7	23	H	10				40				
28	100		市民参画推進局男女活 躍勤労課	1	1	1	1	神戸市男女共同参画の推進に関する 条例	平成15年3月27日	平成15年4月1日		神戸市男女共同参画計画(第4次)	平成28年4月	~ 令和3年3月	1	
28	201	姫路市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	姫路市男女共同参画推進条例	平成28年2月23日	平成28年4月1日		姫路市男女共同参画プラン2022	平成25年4月1日	~ 令和4年3月31日	1	
28	202	尼崎市	ダイバーシティ推進課	1	2	1	1	尼崎市男女共同参画社会づくり条例	平成17年12月27日	平成17年12月27日		第3次尼崎市男女共同参画計画	平成29年4月1日	~ 令和4年3月31日	1	
28	203	明石市	男女共同参画課	1	1	0	0				0	あかし男女共同参画プラン	平成23年4月1日	~ 令和3年3月31日	1	
28	204	西宮市	男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	西宮市男女共同参画プラン	平成31年4月1日	~ 令和11年3月31日	1	
28	205	洲本市	市民課 人権推進室	1	2	1	1				0	洲本市第3次男女共同参画プラン	平成30年4月1日	~ 令和5年3月31日	1	
28	206	芦屋市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	芦屋市男女共同参画推進条例	平成21年3月27日	平成21年4月1日		第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィ ザス・プラン	平成30年4月1日	~ 令和5年3月31日	1	
28	207	伊丹市	同和·人権推進課	1	2	1	1				0	第2期伊丹市男女共同参画計画	平成29年4月1日	~ 令和4年3月31日	1	
28	208	相生市	地域振興課	1	2	1	1				0	第2次相生市男女共同参画プラン	平成25年4月1日	~ 令和5年3月31日	0	
28	209	豊岡市	ワークイノベーション推進 室	1	2	0	0				3	第3次豊岡市男女共同参画プラン	平成29年4月1日	~ 令和4年3月31日	1	
28	210	加古川市	男女共同参画センター	1	1	1	1				0	第4次加古川市男女共同参画行動計画	平成28年4月1日	~ 令和3年3月31日	1	
28	212	赤穂市	市民対話課	1	2	0	1	赤穂市男女共同参画社会づくり条例	平成17年3月25日	平成17年4月1日		第2次赤穂市男女共同参画プラン(一部見直し)	平成29年3月	~ 令和6年3月	1	
28	213	西脇市	茜が丘複合施設	1	1	1	1				2	第2次西脇市男女共同参画基本プラン 【改定版】	平成29年4月	~ 令和4年3月	1	
28	214	宝塚市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	宝塚市男女共同参画推進条例	平成14年6月27日	平成14年7月1日		第2次宝塚市男女共同参画プラン	平成28年4月1日	~ 令和8年3月31日	1	
28	215	三木市	人権推進課	1	1	0	1				3	三木市男女共同参画プラン(第3次)	平成30年4月	~ 令和7年3月	1	
28	216	高砂市	未来戦略推進室	1	1	1	1				0	第2次たかさご男女共同参画プラン【改訂 版】	平成29年4月1日	~ 令和3年3月31日	1	
28	217	川西市	人権推進課	1	2	1	1	川西市男女共同参画推進条例	平成27年6月30日	平成27年7月1日		第3次川西市男女共同参画プラン【改定 版】	平成30年4月1日	~ 令和5年3月31日	1	
28	218		市民安全部ヒューマンライ フグループ	1	2	1	1	小野市は一と・シップ(男女共同参画) 社会推進条例	平成14年9月26日	平成14年10月1日		はーと・シッププラン	平成28年4月	~ 令和4年3月	1	
			まちづくり協働センター	1	2	0	1					第5次三田市男女共同参画計画	平成30年4月	~ 令和5年3月	1	
			ふるさと創造課	1	2	0	0				_	第二次かさいゆめプラン	平成24年4月1日	~ 令和4年3月31日	0	
28	_	篠山市	人権推進課	1	2	0	0					第2次篠山市男女共同参画プラン	平成24年12月	~ 令和4年3月31日	0	
28	222	養父市	市民生活部人権·協働課	1	2	1	0				0	第3次養父市男女共同参画プラン	平成29年4月	~ 令和4年3月	1	
28	223	丹波市	人権啓発センター	1	1	1	1	丹波市男女共同参画推進条例	平成31年3月7日	平成31年4月1日		第3次丹波市男女共同参画計画「丹(まごころ)の里 ハーモニープラン」	平成30年4月	~ 令和5年3月	1	
28	224	南あわじ市	総務企画部ふるさと創生 課	1	2	0	0				0	第2次南あわじ市男女共同参画計画	平成30年4月	~ 令和5年3月	1	
28	225	朝来市	人権推進課	1	1	1	1				3	第3次朝来市男女共同参画プラン~ウィズ(with)プラン~	平成30年4月	~ 令和5年3月	1	
28	226	淡路市	市民人権課	1	2	1	1				0	第2次淡路市男女共同参画プラン	平成30年4月1日	~ 令和5年3月31日	1	
28	227	宍粟市	人権推進課	1	2	0	0				2	宍粟市男女共同参画プラン	平成22年4月1日	~ 令和2年3月31日	0	
28	228	加東市	人権協働課	1	2	1	1				0	第3次加東市男女共同参画プラン	平成31年4月	~ 令和6年3月	1	
28	229	たつの市	市民生活部人権推進課	1	2	1	0				0	第2次たつの市男女共同参画プラン	平成29年4月1日	~ 令和9年3月31日	0	

	市区	市			事	户 内 词		里女井	同参画に関する条例				:画に関する計画 日現在で有効なもの)		
	町	区		所	務		144		有		無	有			無
県	村	町	担当課(室)名			会					現		3	女性	
□	⊐ 	村		属	所	まで、 本		条例名称	公布日	施行日	在の状	計画名称		活躍推進	現在 の 状況
۴	۴	名			掌	無	無無				況			関係	p 1.02
28	301	猪名川町	生活部福祉課人権推進 室	1	2	C) 1				0	第三次男女共同参画行動計画	平成29年4月 ~ 令和4年3月	0	
28	365	多可町	生涯学習課	1	2	1	1	多可町男女共同参画社会づくり条例	平成22年4月1日	平成22年4月1日		第2次多可町男女共同参画計画	平成30年度 ~ 令和9年度	1	
28	381	稲美町	人権教育課	2	2	1	1				0	第2次稲美町男女共同参画プラン	平成24年4月 ~ 令和3年3月	0	
28	382		教育委員会生涯学習グ ループ	2	2	1	0				0	播磨町男女共同参画行動計画	平成24年4月 ~ 令和3年3月	0	
28	442	市川町	企画政策課	1	2	C	0				0	市川町男女共同参画プラン	平成28年4月1日 ~ 令和2年3月31日	0	
28	443	福崎町	社会教育課	2	2	0	0				0	福崎町男女共同参画基本計画	平成28年4月 ~ 令和8年3月	1	
28	446	神河町	総務課	1	2	0	0				0	神河町男女共同参画推進計画	平成28年4月 ~ 令和3年3月	1	
28	464	太子町	企画政策課	1	2	0	0				0	第4次太子町男女共同参画プラン	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日	1	
			教育総務課	2	2	C	0				0				0
28	501	佐用町	生涯学習課	2	2	0	0				0	佐用町男女共同参画推進計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	,
28	585	香美町	町民課人権推進室	1	2	C	0				0	第2次香美町男女共同参画行動計画	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	,
28	586	新温泉町	生涯教育課人権推進室	2	2	C) 1				0	第3次 新温泉町男女共同参画社会プラン	平成29年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	

<選択肢回答>

2 教育委員会

庁内連絡会議 所属 1 有 0 無 1 首長部局

事務所掌 諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有 2 1ではない 0 無

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 令和2年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 令和2年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(平原	戊31年4月1日現在	Eで開設済の施設)								٦
道		区								施	設		管理	•運営:	 主体	
府		-				月	f在地等			形		施	設管理	里事	業運営	堂
県コ	村コ	町	77.76										指	そっ	指	z
Ιī	Ī	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	定管理	直営他	定管理	の
۲	F	名								714		0	理者	他 宀	理者	他
			21							0	21	14	6	1 15	6	0
28	100	神戸市	神戸市男女共同参画センター	あすてっぷKOBE	650-0016	兵庫県神戸市中央区橘通3-4-3	078-361-6977	078-361-6477	http://www.city.kobe.lg.jp/a 29530/kurashi/activate/co operation/asuteppu/index.h tml		0	0		0		
28	201	姫路市	姫路市男女共同参画推進セン ター	あいめっせ	670-0012	兵庫県姫路市本町68番地290 イーグレひ めじ3階	079-287-0803	079-287-0805	https://www.city.himeji.lg.jp /soshiki/4-1-3-0-0_8.html		0	0		0		
28	202	尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	尼崎市女性セン ター・トレピエ	661-0033	尼崎市南武庫之莊3丁目36番1号	06-6436-6331	06-6436-5757	http://www.amagasaki- trepied.com		0		0		0	
28	203	明石市	あかし男女共同参画センター		673-0886	兵庫県明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北 館7階	078-918-5600	078-918-5618	http://a-machi.jp/center/		0		0		0	
28	204	西宮市	西宮市男女共同参画センター	ウェーブ	663-8204	兵庫県西宮市高松町4-8プレラにしのみや4階	0798-64-9495	0798-64-9496	https://www.nishi.or.jp/bun ka/danjokyodosankaku/ind ex.html		0	0		0		
28	205	洲本市														
28	206	芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	ウィザス	659-0064	芦屋市精道町8-20 分庁舎1・2階	0797-38-2518	0797-38-2175	http://www.city.ashiya.lg.jp /danjo/withus/centerwithu s.html		0	0		0		
28	207	伊丹市	伊丹市立女性・児童センター		664-0855	伊丹市御願塚6-1-1	072-772-1078	072-770-4728	http://www.itami-danjo.jp/		0		0		0	
	_	相生市	相生市男女共同参画センター		678-8585	兵庫県相生市旭一丁目2-10	0791-23-7130	0791-23-7137	http://www.city.aioi.lg.jp/		0	0	 	0	$\perp \perp \downarrow$	
28	209	豊岡市											-		$\perp \perp \downarrow$	
28	210	加古川市	加古川市男女共同参画センター		675-0031	加古川市加古川町北在家2718青少年女性センター2階	079-424-7172	079-454-4190	http://www.city.kakogawa.lg .jp		0	0	\sqcup	0		
28	212	赤穂市	赤穂市女性交流センター	なし	678-0233	赤穂市加里屋中州3丁目55	0791-43-7800	0791-43-6810	http://www.city.ako.lg.jp/sh imin/jinken/joseikouryucent er.html/		0	0		0		
28	213	西脇市	西脇市男女共同参画センター		677-0057	西脇市野村町茜が丘16-1	0795-25-2800	0795-25-2220	http://www.city.nishiwaki.lg. jp		0	0		0		
28	214	宝塚市	宝塚市男女共同参画センター	エル	665-0845	宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 4階	0797-86-4006	0797-83-2424	https://www.takarazuka- ell.ip/		0		0		0	
28	215	三木市	三木市男女共同参画センター	こらぼーよ	673-0433	三木市福井1933-12	0794-89-2331	0794-89-2331	https://www.city.miki.lg.jp		0	0	igsquare	0		
28	216	高砂市	高砂市男女共同参画センター		676-8501	兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	079-443-9133	079-443-9080	http://www.city.takasago.lg. jp		0	0		0		
28	217	川西市	川西市男女共同参画センター	パレットかわにし	666-0015	兵庫県川西市小花1丁目8番-1	072-759-1856	072-759-1891	http://www.gesca- kawanishi.jp/		0		0		0	

都		市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(平)	成31年4月1日現在	Eで開設済の施設)						
	区	区								施	設		管理·道	主営重	<u>:</u> 体
府						Ē	听在地等			形	態	施記	设管理	事	業運営
県コード	村コード	町 村 名	名称	愛称·通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	直営	指定管理者
		小野市	小野市男女共同参画センター			小野市中島町72小野市うるおい交流館エクラ 内	0794-62-6765	0794-62-2400	http://www.ksks- arche.jp/danjo/		0		0		0
28	219	三田市	三田市まちづくり協働センター		669-1528	三田市駅前町2番1号キッピーモール6階	079-563-8000	079-563-8001	http://www.city.sanda.lg.jp/		0	0		0	
28	220	加西市	加西市男女共同参画センター		675-2312	加西市北条町北条28-1 アスティアかさい3F	0790-42-0106	0790-42-0133	http://www.city.kasai.hyogo jp/01kura/04koky/04tiik05. htm		0	0		0	
28	221	篠山市	篠山市男女共同参画センター	フィフティ	669-2397	兵庫県篠山市北新町41番地	079-552-6926	079-554-2332	https://www.city.sasayama. hyogo.jp/pc/group/human- rights/post.html		0	0		0	
		養父市	養父市男女共同参画センター		667-8651	兵庫県養父市八鹿町八鹿1675	079-662-7601	079-662-7491	https://www.city.yabu.hyog o.jp/kurashi_tetsuzuki/mac hizukuri/kyodosankaku/ind ex.html		0		0	0	
		丹波市													
		南あわじ市													
28	225	朝来市												<u> </u>	
		淡路市	淡路市市民協働センター		656-2132	兵庫県淡路市志筑新島10番地3(イオン淡路店アルクリオ1F)	0799-64-0999	0799-70-1460	https://www.city.awaji.lg.jp		0	0		0	
		宍粟市												<u> </u>	
		加東市												<u> </u>	
		たつの市												<u> </u> !	
		猪名川町												 	
		多可町			1					-			+	igspace	
		稲美町 播磨町											-	+	
		か											+	\vdash	+
		福崎町			-								+	\vdash	
		神河町											-	\vdash	
		太子町												T	
		上郡町												\Box	
28	501	佐用町													
		香美町													
28	586	新温泉町													

都	市	市	男女共同	参画・女性の	ため	の糸	総合的な か	拖 討	ቷ (平月	或 31	年	4)	1	日	現る	生で開設済の施設)
道	区	区			職員数	枚(人)								Ì		な	事業
府	町	K															
県	村	町	77 14	=0.± = = 0.0		非	予算額	広		相談	情	苦情	交	企と業		調	
コ	⊐		名 称	設立年月日	常	常	(千円)	報	講	談	·提供集	情	流	と業の・	際	査	その他
	1	村			勤	勤		啓発	座	事業	供集	処理	促進	連 N 携 P	交流	研究	(1)
۲	۲	名						76		*	"		Æ	0	<i>/</i> //L	76	
\vdash																	
			21					21	20	18	19	1	12	5	1	2	
		神戸市	神戸市男女共同参画センター	平成4年3月10日	3	6	34,912	-	0	0	0		0	0			
		姫路市	姫路市男女共同参画推進センター	平成13年9月1日	10	4	10,779	0	0	0	0		0				
		尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	平成5年11月2日	4	4	10,281	0	0		0		0				講座受講者等の託児サービス事業
		明石市	あかし男女共同参画センター	平成14年4月18日	11	13	93,503	0	0		0		0		0		
		西宮市	西宮市男女共同参画センター	平成12年10月1日	5	4	30,522	0	0	0	0		0				学習室の貸出
		洲本市															
		芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	平成6年4月1日	6	2	5,753	0	0		0	0	0	0			
		伊丹市	伊丹市立女性・児童センター	平成10年4月1日	2	2	7,219	0	0		0						
		相生市	相生市男女共同参画センター	平成15年4月1日	4	0	629	0	0	0	0						
28	209	豊岡市															
28	210	加古川市	加古川市男女共同参画センター	平成14年4月1日	4	3	4,460	0	0	0	0		0			0	男女共同参画推進専門員(女性活躍推進担 当)による企業訪問、チャレンジショップ(手作り 品即売会)の開催
28	212	赤穂市	赤穂市女性交流センター	平成10年10月30日	0	1	309	0		0	0		0				
		西脇市	西脇市男女共同参画センター	平成27年10月18日	3	0	1,402		0	0	0		0	0			市内中学校、高校対象デートDV防止授業の実施、商工会議所等連携セミナーの実施
		宝塚市	宝塚市男女共同参画センター	平成元年10月1日	6	3	48,618		0		0		0				
		三木市	三木市男女共同参画センター	平成14年9月2日	2	1	2,464	0	0		0						
28	216	高砂市	高砂市男女共同参画センター	平成13年4月1日	2	2	3,309		0		0						
		川西市	川西市男女共同参画センター	平成14年6月9日	3	1	8,733	_	0	0	0		0	0		0	併設の市民活動センター事業の実施
28	218	小野市	小野市男女共同参画センター	平成17年3月20日	5	0	7,220	0	0		0						
28	219	三田市	三田市まちづくり協働センター	平成17年9月15日	2	3	5,873	0	0	0	0		0	0			
28	220	加西市	加西市男女共同参画センター	平成15年04月01日	0	1	2,500	0	0		0						
28	221	篠山市	篠山市男女共同参画センター	平成15年4月1日	4	1	873	0	0	0							
28	222	養父市	養父市男女共同参画センター	平成19年4月1日	1	0	1,220	0	0								市が委嘱した男女共同参画推進員と協働し、事 業について検討
28	223	丹波市															
		南あわじ市															
		朝来市															
28	226	淡路市	淡路市市民協働センター	平成27年4月1日	2	0	146	0	0	0	0						
28	227	宍粟市															
28	228	加東市															
28	229	たつの市															

都	市	市	男女共同	参画・女性の	ため	の糸	総合的な	施設	દ્રે (平原	戈 31	年	4 5	1	日	現る	生で開	設 済	の 施 設)	
道	区	区			職員数	枚(人)								主		な	事	業		
府	町													>]					
県 -	村	町	名 称	設立年月日	常	非 常	予算額 (千円)	ム報	謙	相談事	. 情	苦情	交流	と業の・	国際	調査			7 - 11	
□	— П	村			勤	常勤	(+1)	広報啓発	講 座	事	·提供集	苦情処理	交流促進	企業・NPO	国際交流	調査研究			その他	
ド	۲.	名						充		業	*	埋	進	0	沠	芄				
		猪名川町																		
28	365	多可町																		
28	381	稲美町																		
		播磨町																		
28	442	市川町																		
28	443	福崎町																		
		神河町																		
		太子町																		
		上郡町							·									•		
		佐用町																	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		香美町																		
28	586	新温泉町		_															•	

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市	男	女共同参画に関する宣言							首	長 、自	治	会 長	等	の状	況			\neg
	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	-
	町	区	=		_		,	女	_	女	女		,	女	m-	女	女	2/5	女	女
		_	言		言	区	女 性	性	市	性	性	村	女 性	性	町	性	性	治	性	女 性
県	村	町	年	宣言名称	の		市	比率	区	副士	比率		町	比率	村	副町	比 率	会	自治	比率
⊐	⊐│	村	-			長	区	4°	_	市 区	*	長	村	4°	_	村	4°	_	自治会長	4°
1	1	113	月		形		長数	(%)	長	長	(%)		長数	(%)	長	長	(%)	長		(%)
۲	ド	名	日		態	数	**		数	数		数	**		数	数		数	数	
	7			2		29	3	10.3	41	0	0.0	12	1	8.3	12	0	0.0	7.227	441	6.1
20	100	神戸市				1	0		3	0		12	'	0.0	12		0.0	1,221	771	
28		姫路市				1	0		2	0								928	29	3.1
		尼崎市				1	1	100.0	2	0								599	124	20.7
		明石市				1	0		2	0								477	87	18.2
20	200	יוי ם נפ						0.0		- 0	0.0							市への届出書類に男女の	07	10.2
																		別を記入する箇所がない		
28	204	西宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							ため、把握しておりません。公表できる正確な数		
																		値がないこと		
28	205	洲本市				1	0	0.0	2	0	0.0							164	7	4.3
		芦屋市				1	1	100.0	1	0	0.0							81	10	12.3
		伊丹市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	36	17.8
		相生市				1	0	0.0	1	0	0.0							122	4	3.3
		豊岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							360	0	
		加古川市				1	0		2	0								321	15	
		赤穂市				1	0		1	0								96	3	3.1
28	213	西脇市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	1	1.1
28	214	宝塚市	平成6年10月21日	男女共同参画社会の実現に向けての声明	1	1	1	100.0	1	0	0.0							280	45	16.1
28	215 .	三木市				1	0	0.0	2	0	0.0							193	10	
28	216	高砂市				1	0	0.0	1	0	0.0							124	5	4.0
		川西市				1	0	0.0	1	0	0.0							134	14	10.4
		小野市				1	0	0.0	2	0	0.0							90	4	4.4
		三田市				1	0		1	0								181	16	
		加西市	平成19年11月11日	加西市男女共同参画都市宣言	1	1	0		1	0								142	1	0.7
28		篠山市				1	0		1	0		1	ļ					260	2	0.8
		養父市				1	0		1	0			ļ					154	2	1.3
		丹波市				1	0		1	0			ļ					299	0	
		南あわじ市				1	0		1	0								202	4	2.0
		朝来市				1	0		1	0		1	-					159	0	0.0
		淡路市				1	_		2	0		-						234	3	1.3
		央粟市 加東市				1	0		1	0			-	-				156 98	0	0.0 1.0
	_	ル果巾 たつの市				- 1	0		1	0		-						98 212	3	1.4
28		猪名川町					0	0.0	ı	U	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	49	2	4.1
28	_	6年 10 日本 10					1						0		1	0	0.0	62	0	0.0
Zŏ	000	多山川					L	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	U	0.0		U	0.0	62	U	0.0

都	市	市	男:	女共同参画に関する宣言							首	長 、 自	治	会 長	等	の状	況			
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
	町	区	言		言	区	女	女 性	市	女 性	女 性	村	女	女 性	町	女 性	女 性	治	女 性	女 性
	村	町	年	宣言名称	Ø		性市	比率	区	副市	比率	''	性町	比率	村	副町	比率	会	自治	比率
1		村	月		形	長	区 長 数	(%)	長	区長	(%)	長	村長数	(%)	長	村長	(%)	長	会長	(%)
۴	ド	名	日		態	数	**		数	数		数	34		数	数		数	数	
28 3	381	稲美町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	3	4.6
28 3	382	播磨町										1	1	100.0	1	0	0.0	46	4	8.7
28	442	市川町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
28	443	福崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
28 4	146	神河町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
28 4	464	太子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
28 4	481	上郡町										1	0	0.0	1	0	0.0	112	1	0.9
28 5	501	佐用町										1	0	0.0	1	0	0.0	131	0	0.0
28 5	585	香美町										1	0	0.0	1	0	0.0	120	1	0.8
		新温泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	117	2	1.7

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

兵庫県

調査時点コード 1 平成31年4月1日 2 令和元年5月1日 3 その他

都這所町		市区	目	標設定の対象である	る審議会	等の目	標及び到	見状値		目標設定の対象である審議会等の範囲				の3)に				第180条の5 こおける登)		LD m	数) J村防災 員のみ)	会議) 対防災会議 を含む)				部	月査時点コード		
県 コ ー ド	ŧ	村名	目 標 値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員			審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	議会等	ちを含む数		等性数比率		性委	比率	総委員数	委	女性比率(%)	目定象審等標現標のある会目び値	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審議 会等を計 ける。 状況	その他	地法(の180 自180 条基会け 大第180 に員 お に 員 お に の が く に の る り る の る の る の る の る の る の る と の る る に の る と の る と の る に の る と の と の と の と の と の と の と の と の と の	その他
\square					1,709	1,482	23,620	6,73	35 28.5	5	1,451	1,261	19,901	5,541	27.8	232	136	1,498	208 13	.9 1,1	177 1	118 10.0	1,29	4 128	9.9						
	1	/計	$\overline{}$						1		1,441	1,255	19,623	5,495	28.0	223	133	1,472	205 13	.9	7	_	1		$ \overline{}$	$\overline{}$					
28 100	神戸市	ī	35	令和3年3月		148		90	31.2	2 法律・条令・規則・要綱等によって設置・開催されたもの	100		1,817		29.2	6	5	75	10 13		62	6 9.7			9.5		平成31年3月31日		平成31年3月31日		平成31年3月31日
28 201			40~60	令和5年3月 令和4年3月	91 58		1,278	40	31.5	5 地方自治法第202条の3に基づくもの	91 58		1,278		31.5	6	2	42	3 7		52	6 11.5	5		11.5	3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日
28 202	尼崎市		40			- 00	807			6 法律及び条令により定められた附属機関の委員 1 地方自治法第202条の3又は法令、条例により設置されている審議	32	55	007	295	36.6	0	0	33	9 26		35	7 20.0	Ť	<u> </u>	22.2					1	
28 203	明石市		30	令和3年3月	32	28	599	16	88 28.0	会等		28	599	168	28.0	б	3	33	3 9		29	3 10.3	3	0 3	10.0	1		1		1	
28 204	西宮市洲本市		30	令和元年4月	29	23	622	15	4 24.8	8 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	85 28	73 23	900 578	292 154	32.4 26.6	- 6 - 5	3	35 31	5 14 4 12		35	2 6.9	3	6 2	6.7 5.6	1		3	平成30年8月1日	1	
20,200	//I/F1	,		12-1420-1-171			- OLL	- 10	2 1.0	1 法律又は政令により設置されている審議会等			0,10	101	20.0		Ť	- 0.			-	2 0.7	Ť	1	0.0			·			
28 206	芦屋市	ħ	40	令和5年3月	73	68	807	28	35.3	3 2 法律により設置されている委員会等 3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4 要綱等により設置されている懇談会、会議等	47	44	527	173	32.8	5	3	16	5 31	.3	33	4 12.1	3	4 4	11.8	1		1		1	
28 207	伊丹市	ħ	40	令和4年3月	48	44	574	17	7 30.8	8 地方自治法202条の3に基づく審議会等	42	39	544	169	31.1	6	5	31	8 25	8	39	4 10.3	4	0 4	10.0	1		1		1	
				1-14-1-22	-					地方自治法180条の5に基づく審議会等1法律または政令により設置されている審議会等2条例・規則等によ						-	-1		- 1	-	-		1	1		-		-			
28 208	相生市	ħ	30	令和5年3月	47	36	485	12	26.0	り設置されている懇談会、会議等3要綱等により設置されている懇談会、会議等	30	25	365	88	24.1	6	4	28	5 17	.9	34	4 11.8	3	5 4	11.4	3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日	1	
28 209	豊岡市	ħ	50	令和4年3月	75	60	1,019	27	9 27.4	条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等	28	24	475	122	25.7	5	3	58	6 10	.3	40	6 15.0	4	1 6	14.6	1		1		1	
28 210	加古川		40	令和3年3月	61	56	675	20	30.8	等、要綱等により設置されている懇談会・会議等	52	47	573	176	30.7	5	3	52	5 9		27	2 7.4	2	8 2	7.1	1		1		1	
28 212	赤穂市		40	令和3年3月	35	26	508	10		1 赤穂市の執行機関の付属機関2 地方自治法第180条の5に基づく委員会等、地方自治法第202条の3	28	22	460	90	19.6	6	3	40	6 15	-	36	1 2.8	3	7 1	2.7	11		111		1	
	西脇市		30	令和4年3月	47		767	21		に基づく審議会等、市の条例、規則に基づく委員会等(広域除く)	37	36	475	143	30.1	6	4	43	6 14		32	3 9.4		•	9.1	1		1		1	
28 214			40~60	令和3年3月	56	٠.	073			6 法律、市附属機関設置条例、その他の条例等に基づく審議会等 法律、条例、規則及び要綱により設置する審議会等で常設設置のも	56	54		242	35.6	6	4	35	6 17		38	6 15.8	Ť	<u> </u>	17.9	1		1		1	
	三木市		40	令和2年3月	48	44	617	21	0 34.0	0 次件、未例、規則及び安綱により改直する各議会等で吊政設直のもの	36	31	465	155	33.3	5	3	25	5 20		29	9 31.0	3	0 9	30.0	3	令和元年7月1日	3	令和元年7月1日	1	
28 216 28 217			30 30	令和3年3月 令和5年3月	31 51	25 45	370	7	8 21.1	1 法令又は条例により設置されている審議会等	31 51	25	370 637	78	21.1	6	3	30	4 13		28 35	2 7.1	2		6.9 8.3	3	亚芹00年4日1日	1 1		1	
28 217			40	令和4年3月	34			14	30.4	6 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 4 執行機関の付属機関	21	45 20	316		32.0	6	5	39	7 21 6 15		27	4 14.8		0	14.8	1	平成30年4月1日	1		2	
28 219	三田市	ħ	35	令和5年3月	53	44	766	27		。 地方自治法第202条の3に基づく審議会及び要綱・規則に基づく審議	47	39	691	242	35.0	5	3	37	4 10	.8	27	8 29.6	2	8 8	28.6	1		1		1	
28 220				1-14-1-77						⁹ <u>会</u> 等	21	15	256	44	17.2	5	2	36	4 11		27	1 3.7			3.6	1		1		1	
	篠山市		30	令和4年3月	69	53	1,139	26	0 22.8	法律又は条例により、市長その他の執行機関が設置する附属機関	49	37	799	184	23.0	6	3	38	7 18	4	31	4 12.9	3	3 4	12.1	1		1		1	
28 222				13-141-1-071			1,100		,o	びこれに準ずる機関	15	12	195	40	20.5	5	3	27	5 18		30	3 10.0	3		9.7	1		1		1	
	丹波市		35	令和4年4月	88	68	1.371	35	3 25.7	地方自治法第138条の4第3項に基づき設置する付属機関及び規則、	52	42	728	204	28.0	5	3	37	5 13	~	-	0 10.0	2		11.5	1		1		1	
	南あれ		30	令和5年3月	47	•				「要綱等に基づき設置する協議会、委員会等 5 法令・条例・規則により設置されている審議会等	47	40			23.5	5	2	68	6 8		32	4 12.5	2	• •	12.1	1		1		1	
28 225	朝来市	ħ	30	令和5年3月	31	29	423	11	0 26.0	0 法令、条例で設置されている地方自治法に基づく審議会等 6 法律、条例、規則等により設置されている審議会等	31	29	423	110	26.0	5	3	42	3 7		27	2 7.4	2	8 2	7.1	1		1		1	
28 226	淡路市	†	30 35	令和5年3月 令和2年3月	33 46			12	25 29.6 6 34.5	6 法律、条例、規則等により設置されている審議会等5 条例等に基づいて設置された審議会、審査会および委員会等	33	30 34	423 499		29.6 34.9	5	3	34	4 11 5 15		41	2 6.9	3		6.7 11.9	1 1		1		1	
20 227	7/261	,	00	13/112-1-073	70		000	- 22	.0, 04.0	1法律又は政令により設置されている審議会等、2法律により設置さ	- 00	07	400	174	04.0		Ť	- 00	0 10	-	71	0 12.2		1	11.0						
28 228	加東市	ħ	30	令和6年3月	62	56	881	23	88 27.0	れている委員会等(地方自治法第180条の5)、3条例、規則等により 設置されている懇談会、会議等、4要綱等により設置されている懇談 会、会議等	29	26	378	99	26.2	6	3	33	4 12	.1	34	3 8.8	3	5 3	8.6	1		1		1	
	たつの		30	令和3年3月	46		699		3 20.5	5 第2次たつの市総合計画において施策評価を行っている審議会等	20	16			19.6	5	2	50	5 10		33	1 3.0	3		2.9	2		2		1	
28 301	猪名J 多可田		40 30	令和3年4月 会和10年3日	15	13	175 344	3	8 21.7	7 条例・規則・要綱等により設置されている審議会等 9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	15	13 25	175 344	38	21.7	5	3	27	4 14 10 27		18	1 5.6			5.3 4.8	1		1	 	1	
28 381	稲美田	ij		13/10/10/1			- 011	Ľ	20.0	の一元の日本は、大学の一年を大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	13	13	156		26.3	6	4	30	5 16	.7	28	3 10.7		9 3	10.3	i		i	<u> </u>	i	
28 382 28 442	播磨		50	令和2年月 令和2年3月	53 14		640 182		0 23.4 8 15.4		19	18 10	182 182		25.3 15.4	5	2	24	4 16		19	0 00	3		5.6 0.0	3	平成29年4月1日	2		2	
	福崎田		32	令和8年3月	45	32	552	16		法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)	21	15	261	50	19.2	4	3	29	5 17		20	0 0.0			0.0	1		1		1	
$\sqcup \!\!\! \perp$										条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等																					
28 446 28 464	神河田	iT It	30	令和5年3月	24	15	215	-	11 19 1	1 地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づく審議会等	13 20	9 15	116 207	20 48	17.2 23.2	5	3	27 35	5 18 2 5		20	1 5.0	1		4.8	3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日
28 481	上郡	łŢ		ринотол	24	13	210		13.1	・ プログログ ログ クログ クログ クログ クログ クログ クログ クログ クログ	21	13	224	37	16.5	6	1	26	2 7	.7	19	0 0.0	2	0 0	0.0	1	1 2017-073011	1	1,20170/3014	1	1,201707010
28 501				<u> </u>	_			_			18	16			17.0	6	2	41	2 4	~	43	4 9.3	_	+	9.1	11		1		1	
28 585	香美田		40	令和3年3月	16	12	205		18.5	³ 置されている委員会等。	16	12	205	38	18.5	5	3	37	4 10	.8	24	1 4.2	2	5 1	4.0	1		1		1	
28 586	新温泉	泉町	30	令和3年3月	54	50	575	16	3 28.3	3 法令・条例・規則・要領により設置されている審議会等	10	10	126	36	28.6	5	3	24	5 20	.8	15	1 6.7	1	6 1	6.3	1		1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都道府	市区町	市区	目柱	標設定の対象	である智	客議会等	の目標	及び現り	値	目標認	党定の対	†象であ 範囲	る審議	会等の		自治法(第 議会等					自治法(領 員会等(*村防災: 委員のみ			村防災会:長を含む	
県 コー:	村コー:	时村	目標値 (%)	目標年度	審議会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女等 性委員	女性比率(%)		/	/	/		審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女等 性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女等 性数 員	女性比率(%)	総委員数	うち 女数 性 委 員	女性比率(%)	総委員数	うち 女数 性 委員	女性比率(%)
۴	ド	名 /							_					_												_			\Rightarrow	\Rightarrow
\square	/								_						10	6	278	46 0	16.5	9	3	26	3							
	-	神戸市 姫路市	\leftarrow		$\overline{}$		\sim	$\overline{}$	\leftarrow		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	尼崎市							$\overline{}$		$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							
\square	Z,	明石市	N		N			=	\geq		$ \angle $		N	\angle	0	0	0	0		0	0	0	0			=			=	
\mathcal{L}	<	西宮市	/		\leq	$\overline{}$	\sim	\sim	<		$/\!\!\!/$	\sim	\leq	<	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0		\sim	\sim	\sim			$ \langle $
	$\overline{}$	洲本市 芦屋市	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$		0	0	44 0	0		0	0	3	0		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	\leq
	$\overline{}$	伊丹市							$\overline{}$		$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0				$\overline{}$			\supset
\square	\overline{Z}	相生市													0	0	0	0		0	0	0	0						ot = 1	\geq
\square	4	豊岡市	\leq		\angle		\angle		_		\angle	\angle	\angle		0	0	0	0		1	0	3	0		\leq	\angle	\angle	$ \angle $		\leq
\mathcal{L}	-	加古川市 赤穂市	\sim		\sim	$\overline{}$	\sim	\leftarrow	-		$\overline{}$	\sim	\sim		1	0	39 27	0	0.0	0	0	3	1	33.3	\sim	\sim	$\overline{}$		\prec	\prec
H	$\overline{}$	亦徳巾 西脇市	$\overline{}$				\sim		$\overline{}$		$\overline{}$				4	3	113	36	31.9	0	0	0				$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
		宝塚市													0	0	0	0		0	0	0	0							
\square	\angle	三木市	\setminus				\setminus	=							0	0	0	0		0	0	0	0						=	\geq
\square	_	高砂市	\leq		\leq	\leq	\leq		\leq		\leq	\leq	\leq		0	0	0	0		0	0	0	0		\leq	<	\leq			
	-	川西市 小野市				$\overline{}$		$\overline{}$	-		$\overline{}$	\sim			0	0	0	0		0	0	0	0		\sim	$\overline{}$	$\overline{}$		\prec	$ \leq $
	$\overline{}$	三田市						$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0			$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
		加西市							$\overline{}$		$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0			$\overline{}$				$\overline{}$
\square		篠山市													0	0	0	0		0	0	0	0					$\overline{}$	=	$\overline{}$
\square	_	養父市	\leq		\leq	\leq	\leq		\leq		\leq	\leq	\leq		0	0	0	0		0	0	0	0		\leq	<	\leq		4	4
\mathcal{L}	-	丹波市 南あわじ市	$\overline{}$					\leftarrow	-		$\overline{}$				0	0	0	0		1 0	0	3	0		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		\prec	
	$\overline{}$	朝来市						$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0			$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
		淡路市													0	0	0	0		0	0	0	0							\geq
\square	\angle	宍粟市	\setminus		\setminus		\setminus						\setminus		0	0	0	0		0	0	0	0		N				$ \supset $	\geq
\mathcal{L}	4	加東市	\sim		\leq	\sim	\sim	\sim	<		<	\sim	\leq		0	0	0	0		0	0	0	0		\sim	$\overline{}$	\sim	$\overline{}$		$ \langle $
\mathcal{L}	-	たつの市 猪名川町	\sim					\leftarrow	-		$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	3	1	33.3	\sim	$\overline{}$	$\overline{}$		\prec	$ \sim$
	$\overline{}$	多可町							$\overline{}$		$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0			$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$
		稲美町													0	0	0	0		0	0	0	0							\geq
\square	Z	播磨町	\setminus					=							0	0	0	0		1	1	3	1	33.3					=	\geq
	4	市川町	\leq		\leq		\leq		<		<	\leq	\leq		0	0	0	0		0	0	0	0		\sim		<			$ \langle $
	-	福崎町 神河町			\leftarrow		\leftarrow		-		$\overline{}$		\leftarrow		0	0	0 55	0 10		2	0	5 3	0			$\overline{}$	\leftarrow		$\prec \!$	$\boldsymbol{\hookrightarrow}$
	$\overline{}$	^{种河町} 太子町							$\overline{}$		$\overline{}$				0	0	0	0	10.2	0	0	0	0				$\overline{}$		$\overline{}$	=
	\overline{Z}	上郡町													0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
\square	Z	佐用町	\angle		Z	/	=		=		<	\angle	Z	\angle	0	0	0	0		0	0	0	0		\angle		\angle		=	=
	4	香美町	\leq		\leq		\leq	<	\leq		\angle	\leq	\leq		0	0	0	0		0	0	0	0		<					
		新温泉町													0	0	0	0		0	0	0	0					_		

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)No3

調査時点コード	1	平成31年4月1日	2	令和元年5月1日	3	その他
---------	---	-----------	---	----------	---	-----

## 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	都市	市	T											管理職 (の左蹠!	P:0										I				籍	₩終上の	の地位別	際日本国	杂					調		
R H W T See	道区							-						日生柳、	ノエーリスン	\ <i>n</i> L														46	k137 II V	715 12711	40000000000000000000000000000000000000	現れたが					査	i	
No No No No No No No No	府町	区	_			うちー	般行政	対職	40			うち	一般行i	攺職				うち	一般行政	攻職				うち	一般行政	[職	課.			うち	一般行i	政職				うち	一般行政	攺職	時	l	
S	県村	⊞Ţ		女				女	局	うち	女性	部員	2+	女	次長	うち	女性	次	2+	女	101	うち	女性		2+	女	長補	うち	女性	課長	2+	女	IVIN.	うち	女性	係	2+	女	点	そ	の他
S		***	職	管 性 女理 比		型 う ²	ち -理	性比	長相		比	長	女	性比	相		比	長相	女	性比	相		比	長相	女	性比	佐		比	補佐	女	性比	相		比		女	性比	⊐	ı	
F F C	1 1	11		性職 率	総数	性	職	率(%)	当		(%)	当	性 数	率 (%)		数数	(%)	当職	数数	率(%)			(%)	当	数数	率(%)	当		(%)	相当	1王 数	率(%)			(%)	当職	数	率 (%)	- 1	i	
型 20 日曜帝帝	ドド	名		300		^ 6	300	(70)	дцк			職		(70)				4994		(707				4994		(70)	職			職		(70)				4994		(70)	۴	Ь—	
22 22 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15			5,461	928 1	7.0 3,7	749	452	12.1	794	67	8.4	551	36	6.5	788	103	13.1	526	53	10.1	3,879	758	19.5	2,672	363	13.6	2,131	671	31.5	1,400	361	25.8	8,389	2,422	28.9	5,444	1,339	24.6			
22 22 23 24 25 25 25 27 27 20 10 14 2 14 3 20 22 3 34 27 27 27 28 36 37 27 27 28 38 37 28 38 38 38 38 38 38 38							_			3			3		194	23	11.9	153	14	9.2		113			54	_	v	0			0								1		
28 28 28 28 28 28 28 28										9			8									15			10			33											1	ь—	
Page 10 10 12 12 13 13 13 13 13 15 15 15										2									2									10	18.5		10	21.7							1		
Page					_		_			3					/0	8	11.4	64	8	12.5						_	0	0		0	0								1		
Part 160 15									115	13		64			- 1	0	0.0	- 1	_	0.0		34			21		20	0	05.0	00		01.4							1		
Page					_				22	0		15	·		- 1	0	0.0	1	0	0.0		5			3	_		8			0								-		
22 20										3					77	21	27.2	25	6	24.0					15	_				U	12								1		
28 28 28 28 28 28 28 28					_	_	1			1			1		- ''	21	27.5	20	U	24.0		5			3			50			3								1		
22 12							9			1			1		5	0	0.0	1	0	0.0		11			8			27			12								1		
22 21 原音形 186 22 155 45 9 9 164 16 0 0 0 11 0 1 0 10 0 0 20 23 150 20 17 227 188 28 11 464 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						_	4			0			0		31	4		22	3			4			1														1		
28 28 28 28 28 28 28 28							3			2			1						, ,	10.0		21						7			3								1		
28 日本							9			0			0		6	2		0	0									31			13								1		
Region					_		13			3			1		58	6		31	2	6.5						_					0								1		
Region Fig. Fig.							_					8	1		7	1			0											27	9								1		
Region Page Page					_		17		22	2		15	1		50	9		28	3	10.7		26				_		14			5					94			1	1	
28 日 田市 253 66 66 261 09 10 9 22 33 20 10 0 10 9 20 33 2 5 1 10 0 10 9 20 33 2 5 1 10 0 10 12 5 60 10 10 167 27 2 2 7.4 2 58 6 25 8 130 24 185 1 11 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	28 217	川西市	137	17 12	2.4	77	14	18.2	14	0	0.0	10	0	0.0	35	2	5.7	26	2	7.7	88	15	17.0	41	12	29.3	113	32	28.3	62	16	25.8	138	46	33.3	70	24	34.3	1	i —	
22 22 四 四市 130 39 30 0 65 7 7 108 40 5 125 11 0 0 00 7 7 0 0 0 7 7 0 0 0 7 7 0 0 0 83 34 410 47 7 149 54 23 426 52 23 442 64 37 440 46 16 348 1 1 34 8 1 1	28 218	小野市	74	4 :	5.4	48	4	8.3	10	0	0.0	6	0	0.0	14	2	14.3	12	2	16.7	50	2	4.0	30	2	6.7	40	8	20.0	30	7	23.3	55	9	16.4	29	6	20.7	1	i —	
221 221 第四十 74 12 192 48 5 10 11 0 0 7 1 143 2 1 500 55 11 196 37 4 10.8 32 0 0 11 0 0 9 0 0 7 1 14.3 2 1 500 0 0 11 0 0 9 0 0 0 11 10 0 0 0 0 0 0 0 0 11 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 11 10 0	28 219	三田市	253	66 26	6.1 1	09	10	9.2	33	2	6.1	10	0	0.0	27	2	7.4	19	0	0.0	193	62	32.1	80	10	12.5	60	10	16.7	27	2	7.4	255	66	25.9	130	24	18.5	1	i	
22 22 無決市 51 9 17.6 41 5 12 10 1 10 1 10 1 10 1 10 1 10 1 10 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1	28 220	加西市	130	39 30	0.0	65	7	10.8	40	5	12.5	11	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	83	34	41.0	47	7	14.9	54	23	42.6	52	23	44.2	84	37	44.0	46	16	34.8	1		
222 日東帝市 97 10 103 96 10 104 17 2 118 16 2 12.5 4 1 25.0 4 1 25.0 7 7 9.2 76 7 9.2 76 7 9.2 76 7 9.2 76 7 9.2 76 7 9.2 76 7 9.2 76 7 9.2 76 7 9.2 7 7 7 7 7 7 7 7 7	28 221	篠山市	74	12 16	6.2	48	5	10.4	- 11	0	0.0	9	0	0.0	7	1	14.3	2	1	50.0	56	11	19.6	37	4	10.8	32	0	0.0	17	0	0.0	132	39	29.5	89	21	23.6	1	1	
28 224 南赤わ市 44 5 11.4 40 5 12.5 8 0 0.0 7 0 0.0 7 1 14.3 7 1 14.3 2.9 4 13.8 2.6 4 15.6 9 17 56.7 94 31 33.0 84 25 29.8 1 28 226 98 ж 77 1 22.0 1 0 <td>28 222</td> <td>養父市</td> <td>51</td> <td>9 1</td> <td>7.6</td> <td>41</td> <td>5</td> <td>12.2</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>10.0</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>10.0</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>14.3</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>34</td> <td>7</td> <td>20.6</td> <td>26</td> <td>4</td> <td>15.4</td> <td>89</td> <td>37</td> <td>41.6</td> <td>69</td> <td>16</td> <td>23.2</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>50.0</td> <td>21</td> <td>10</td> <td>47.6</td> <td>1</td> <td><u> </u></td> <td></td>	28 222	養父市	51	9 1	7.6	41	5	12.2	10	1	10.0	10	1	10.0	7	1	14.3	5	0	0.0	34	7	20.6	26	4	15.4	89	37	41.6	69	16	23.2	22	11	50.0	21	10	47.6	1	<u> </u>	
28 25 前来市 77 17 22.1 70 14 20.0 16 0 0 15 0 6 4 66.7 5 3 60.0 55 13 23.6 50 11 22.0 52.0 9 17.3 46 9 19.6 27 8 29.6 21 6 28.0 1 4 1 7.1 22 27.0 3 15.0 16 3 15.0 1 1 1 7.1 49 9 1.4 3 0.0 3 15.0 1 2 2 0.0 0	28 223	丹波市		10 10	0.3	96	10	10.4	17	2	11.8	16	2	12.5	4	1	25.0	4	1	25.0	76	7	9.2	76	7	9.2	0	0		0	0		112	15	13.4	112	15	13.4	1	<u> </u>	
28 26 淡路市 90 27 30.0 62 11 17.7 23 5 21.7 20 3 15.0 18 3 16.7 14 1 7.1 49 19 38.8 28 7 25.0 100 31 31.0 87 24 27.6 41 13 31.7 25 7 28.0 1 28 228 Dash mark 73 25 34.2 48 9 18.8 17 31.76 12 0					_		5		8	0		7	0		7	1		7	1			4			4			23			17						25		1	ш_	
28 27 突襲市 97 15 15.5 66 8 12.1 25 2 80 13 0 0.0 30 4 13.3 23 2 8.7 42 9 21.4 30 6 20.0 68 22 32.4 48 8 16.7 84 43 51.2 51 12 23.5 2 28 229 九二十万 73 25 34.2 48 9 18.8 17 3 17.6 12 0.0 11 59 15.3 47 30.7 103 15 1.6 26 24.0 21 6 26.6 7 2 28.6 6 2 33.3 1 1 59 15.3 47 30.7 103 15 1.6 18.6 45.0 87 38.8 8 21.1 31 7 22.6 45.0 33.8 44.4 1 2 1.6 28.5						_				0					6	4		5	3			13			11	_		9			9			·			6		- 1	ш_	
28 228 加東市 73 25 34.2 48 9 18.8 17 3 17.6 12 0 0.0 1 5 5 22 39.3 36 9 25.0 46 24 52.2 34 17 50.0 63 34 54.0 36 16 44.4 1 28 229 ½-つの市 191 52 27.2 131 16 12.2 13 0 0.0 11 0 0.0 25 5 20.0 17 1 5.9 153 47 30.7 103 15 14.6 186 94 50.5 99 38 38.4 161 87.0 8 43.7 1 28 365 5 0 19 5 263 19 5 263 0 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td>18</td><td>3</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>19</td><td></td><td></td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>ь—</td><td></td></t<>										5			3		18	3			1			19			7						24								1	ь—	
28 229 たつの市 191 52 27.2 131 16 12.2 13 0 0.0 11 0 0.0 25 5 20.0 17 1 5.9 153 47 30.7 103 15 14.6 186 94 50.5 99 38 38.4 161 87 54.0 87 38 43.7 1 28 301 第名川町 25 6 24.0 21 6 28.6 7 2 28.6 6 2 33.3 1 18 4 26.7 38 8 21.1 31 7 22.6 45 23 51.1 2 11 2 1.0 0 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>_</td><td>_</td><td>8</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td>30</td><td>4</td><td>13.3</td><td>23</td><td>2</td><td>8.7</td><td></td><td>9</td><td></td><td></td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>ь—</td><td></td></t<>					_	_	8			2			0		30	4	13.3	23	2	8.7		9			6						8								2	ь—	
28 301 第名川町 25 6 24.0 21 6 28.6 7 2 28.6 6 2 33.3 9 15 4 26.7 38 8 21.1 31 7 22.6 45 23 51.1 28 16 57.1 1 28 365 § 万町 19 5 26.3 19 5 26.3 0						_	9			3															9														1		
28 365 多可町 19 5 26.3 19 5 26.3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							16		13	0		11	0		25	5	20.0	17	1	5.9		47						94			38								1	ь—	
28 381 稲美町 34 6 17.6 28 6 21.4 9 0 0.0 9 0						_	6		7	2	28.6	6	2	33.3								4				_		8			7								1	ь—	
28 382 播磨町 22 3 13.6 18 2 11.1 9 6 1 16.7 5 1 20.0 16 2 12.5 13 1 7.7 35 12 34.3 21 6 28.6 11 6 54.5 5 2 40.0 3 平成36年月1日 28 442 市川町 25 7 28.0 18 5 27.8 1 0 0 0 0 0 0 25 7 28.0 18 5 27.8 1 0 0 0 0 0 0 2 2 9.1 1 0 0 0 0 0 0 2 23 3 31.0 21 2 9.5 2 40.0 3 मळ 1 4 21.1 1 4 21.1 1 4 21.1 1 4 20.0 1 4 21.1 1 4 21.1 1 4 21.1 1 4 21.1 1 4		_			_	_	5		0	0		0	0		·	·		0	0			5						9			9						20		1		
28 442 市川町 25 7 28.0 18 5 27.8 1 9 6 66.7 26 10 38.5 19 4 21.1 1 28 443 福崎町 24 3 12.5 22 2 9.1 1 0 0.0 1 1 0 0.0 1 0 0.0 0 0 0 0 0 0					_		6		9	0	0.0	9	0	0.0	0	0		0	0			6			6			5			4			/		11	5		1	T-000	=
28 443 福崎町 24 3 12.5 22 2 9.1 1 0					_		2								6	1	16.7	5	1	20.0		2			1	_		12			6			6		5	2		3	平成30年	产4月1日
28 446 神河町 35 6 17.1 25 0 0.0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					_	_	5		-	_	0.0	-	^	0.0	^			_				- /			5	_		10			b b					19	4		-		
28 464 太子町 21 2 9.5 19 2 10.5 4 0 0.0 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 0 1 0 1 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							2		1	0	0.0		0	0.0	0	0		0	U			3						13			9								-		
28 481 上部町 15 1 6.7 14 1 7.1 9 4 2 4.3 41 1 7.2 1 8 80.0 2 0 0.0 89 28 31.5 7.9 22 2.7.8 1 28 585 香姜町 29 4 13.8 21 1 4.8 9 4 13.8 21 1 4.8 19 4 21.1 17 2 11.8 52 7 13.5 51 6 11.8 1						_	2		4	0	0.0	4	0	0.0		1						0			2			14			9		42	23	34.0	اد	19	40.4	-		
28 501 佐用町 47 2 4.3 41 1 2.4 1 3 2 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 1 2.4 1 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>_</td> <td>_</td> <td>1</td> <td></td> <td>4</td> <td>U</td> <td>0.0</td> <td>4</td> <td>U</td> <td>0.0</td> <td></td> <td>\vdash</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>22</td> <td>2</td> <td>13.6</td> <td>21</td> <td>2</td> <td>14 2</td> <td>H</td> <td>$\overline{}$</td> <td></td>					_	_	1		4	U	0.0	4	U	0.0		\vdash						1			1			14			2		22	2	13.6	21	2	14 2	H	$\overline{}$	
28 585 香美町 29 4 13.8 21 1 4.8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9							1				 					\vdash						2			1			9			<u>د</u>			٠		70	22		H		
					_		1												- 1			4			1	_		4			2			7		51			T T		-
- 12013001301mm3080 1 271 31 11.11 201 21 10.01 01 01 1 01 01 1 01			27		_	20	2	10.0	n	n		n	n		0	n		n	0		27	3	11.1	20	2	10.0	26	6	23.1	26	6	23.1	67	23		65	-	20.0	i i		-

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点コード 1 平成31年4月1日 2 令和元年5月1日 3 その他

都市	ī ħ	ī	/	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														調	
道府用果村	f B)			あるか。1~4のいずれか一 つを選択してください。	「欠席事由として明記した規定」 はいの制定されましたか。1~2 のうちいずれか一つを選択してく ださい。	を選択した場合、取 得することが可能な 休業期間出ては表すり まざれに当 ますか。	合、休暇の期間 の報酬につい て、減額の規定 はありますか。	事由につい 1. 明記 2. 明記 3. 明記 3. 明記 4. 明記	と生活の両 て1~4のう した規定は した規定は 上を規定が 上を規定が 上も認定が 上も認定が 上も規定が 上も規定が 上も規定が 上も規定が	ちいずれか ある ないが、 る 無く、 いない 無く、	nらの欠席¶ nーつに○を	事由についっ つけてくだ	て、以下のさい。	<u>間5</u> 間4. で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	向け研修(セクシュアル・ハラ スメント防止に関するものを 含む)を行っていますか。	保育施設等が議会に設置または提供されていますか。	問8 問9 開身 のできる 政治分野の男女共同参画の 接列室等が議会に設置また。ために実施していることがあ は提供されていますか。	查時点	その他
1 I	1 村		議 会 名	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 適用上認めている 3. 明記した規定が無く、 適用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、 適去に事例が無い	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条 の産前産後の就業制 限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条 の産前産後の就業制 限の期間以上であ る。 3. 期間の定めはない。	2. なし 3. その他	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント 防止に関する研修を行ってい る。 3. 男女共同参画に関する研	 設置または提供する予定 	いる。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設 置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定	- F	
\mathbb{Z}			1の合計	38	3	1	2	5	1	1	1	10	5		0	0	1		
\mathbb{Z}			2の合計	2	35	2	33	8	7	13	10	28	10		1	0	3		
\mathbb{Z}			3の合計	0		35	3	3	4	3	4	1	3		2	0	0	1	
K	+	- 1	4の合計	1				25	29	24	26	2	17	送品け 概律 中京を介給の事由に上げ 切象に広じることがであたいしませける迷に	38	41	37	1	
28 10	0 神戸市	i i	坤 戸市会	1	1	3	2	2	4	4	4	1	4	議員は、傷病、出座その他の事由により、招集に応じることができないとき又は会議に 出席することができないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出 なければならない。	4	4	4	1	
28 20	1 姫路市	, ,	@路市議会	2				3	3	3	3	3	3	1941/4 PIRA からしょう	4	4	4	2	
									-		-		-	第2条 議員は、疾病、出産その他の事由により、会議に出席することができず、又は 遅参するときは、当該会議の開議時刻までに、その旨を議長に届け出なければならな	·	,	· ·		
28 20	2 尼崎市	i	已崎市議会	1	2	3	2	4	4	2	2	1	1	運参するときは、当該会議の開議時刻までに、その旨を議長に届け出なければならない。	4	4	4	1	ı
28 20	3 明石市	i I	明石市議会	1	1	2	2	4	4	4	4	1	4	第2条 議員は、疾病、出産、その他の事故のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	4	4	4	1	
	4 西宮市		西宮市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4	17、コロの問題時刻までに確認に帰い世かけるのかのから。	4	4	4	1	
28 20	5 洲本市	î j	州本市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4	1	
28 20	6 芦屋市	ī j	^{論屋} 市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	1	1	(金銭規則)第2条 議員は、疾病、出産その他の事由により、欠席、運動以北早退役・ ようするとさは、その重量を付し、独日の開題時刻までに議長に届けなければな ない。ただし、やなを得ない事情により選出ができないときは、その事情がなくなった 後、運やがに選出に届け出るものとする。 で最会条例)第12条 委員は、疾病、出産その他の事由により、欠席、遅刻又は早退 としたうせるとは、その理念やけ、当日の開金券対象では、受験長に同けなばけれ はならない。ただし、やびを得ない事情により選出ができないときは、その事情がなく なった後、漢をかい定義員長に届けるものとする。	4	4	2	3	令和元年8月9日
	77 伊丹市		尹丹市議会	1	2	2	2	1	4	4	4	1	4	第2条 議員は、疾病その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時時までに議長に届け出ばければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席局を提出することができる。 第52条 委員は、疾病その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出席のため出席できないととは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席局を提出することができる。 (1) 意用及び受用は、出席のキラがあり大会員まで数により、ことで展別が成る大学の手があり大会員までした。というにより、2 展け出に、地震のキラがあり大会員まであるとは、一般を表して、また。 (1) は、出席のようが表した。 (1) は、日本の本の地域にないたというに、一定期間次までもは、七の世帯及び受異に対してとなった。 (2) 記述は、地震のキラがあり大会員を利きの他の会議(以下「会議」という。)を一定期間次まずる日ともの時間は、下記のたおりとする。 (1) は、出席・五日ときる前間と期間は、下記のたおりとする。 (2) 出席・日本・五日ときる。 (2) 出席・日本・五日ときる前間と期間は、下記のたおりとする。 (3) 出席・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	4	4	4	2	
	9 豊岡市		日土巾議会 B岡市議会	1	2 2	3	2	2	2	2		2	4		4	4	1	1	
28 21	0 加古川	市 ;	加古川市議会	1	2	3	2	4	3	3	3	2	2		4	4	4	2	
28 21	2 赤穂市	i [赤穂市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
28 21	3 西脇市	i i	西脇市議会	1	2	3	3	1	4	4	4	1		(欠度の居出) 第2条 議員は、疾病、議員の妻の出席補助その他の事故のため出席できないとき は、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、进度のため比策できないときは、日教を定めて、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。□	4	4	4	1	
	4 宝塚市		宝塚市議会	1	2	3	2	1	4	4	4	f	1	(欠席等の届出) 第2条 議員は、疾病、出産、出産の立会いその他の事由により、遅刻、早退又は欠席 をしようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければ ならない。	3	4	4	2	
	5 三木市 6 高砂市		E木市議会 高砂市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4	2	
	局砂市7 川西市		高砂巾譲芸 川西市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4	1	
	8 小野市		小野市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	4		4	4	5月の改選により女性議員が増 え、女性議員態態会や男女共同 9 衛担当課主催のセミナー等に 参加に、講師や受講者と態見交 換を行った。	1	
28 21	9 三田市	ī :	E田市議会	4				4	4	4	4	2	4		4	4	4	1	

都市	ī ħ	ī	/	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														調		
* 5	,		/	00 4	Inno	IBI3		BB 4						RRG	IBB6	100-7	IBBo	BBQ	*	
進 2	Z Z	Σ			「欠席事由として明記した規定」	問3(1). 問1. で1 を選択した場合、取	問3(2). 問1. で1を選択した場	議員の仕事	て1~4の	うちいずれか	からの欠席 [®] ハーつにOを	曲につい	て、以下のさい。	間5 間4. で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	男女共同参画に関する議員 向け研修(セクシュアル・ハラ	両/ 議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま	授乳室等が議会に設置また	政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ	260	
府 甲 県 木	村 町	it /		あるか。1~4のいずれか一 つを選択してください。	はいつ制定されましたか。1~2 のうちいずれか一つを選択してく ださい。	得することが可能な 休業期間は、次のう ちどれに当てはまり ますか。	合、休暇の期間 の報酬につい て、減額の規定 はありますか。	2. 明記 運用 3. 明記 運用 4. 明記	した規定が した規定はい した規定はい した規定が した規定が した規定が に事例が無	ないが、 る 無く、 いない 無く、					スメント防止に関するものを 含む)を行っていますか。		は提供されていますか。	ればご記入ください。	時点	その他
= =	村	,		1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている 3. 明記した規定が無く、	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	 労働基準法65条 の産前産後の就業制 限の期間よりも短い。 労働基準法65条 	2. なし								修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント	2. 保育に必要な場所の設置	いる。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設 置または提供がされている。		п	
1 1			議 会 名	運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い		の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	ı	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		る。 3. 男女共同参画に関する研 修及びセクシュアル・ハラスメ ント防止に関する研修の両方 を行っている。	3. 設置または提供する予定	(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定 である。 4. なし		I	
FF	名	i													4. 行っていない。				F	
28 22	0 加西市	i h	□西市議会	1	2	3	3	4	4	4	4	1	4	(欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。	4	4	4		1	
														2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						
28 22	1 篠山市	i di	私山市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	1	(火席の届出) 第一次 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届なければならない。 2 議員は、出度のため出席できないときは、日敬を定めて、あらかじめ議長に火席届を提出することができる。	4	4	4		1	
28 22	2 養父市	9	化 父市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4		1	
28 22	3 丹波市	ī £	}波市議会	1	2	3	2	4	4	2	4	1		(女郎の風出) 第2条 編員は、奈奈、出意、災害その他の正当な理由により出席できないときは、そ の理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない (女郎の届出) 第9条 委員は、疾病、出意、災害その他の正当な理由により出席できないときは、そ の理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない	2	4	4		1	
28 22	4 南あわじ	じ市南	あわじ市議会	1	2	3	2	3	3	2	3	2	3		4	4	4		1	
	5 朝来市		来市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4		- 1	
	6 淡路市		終 路市議会	1	2	3	2	4	4	2	2	2	2		4	4	4		1	
	7 央栗市		栗市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	2		4	4	4		2	
	8 加東市		東市議会	2			_	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1	
	9 たつの市1 猪名川		つの市議会 名川町議会	1	2	3	2	4 2	2	4 2	4 2	2	2		4 4	4	4		1	
	5 多可町		5百町議会	1	2 2	3	3	4	4	2	4	2	4		4	4	4		1	
	1 稲美町		9 可可譲安 議事可議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4		1	
	2 播磨町		多 多 多 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1	2	3	2	1	4	2	2	2		第1章 総則 (久席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに「議長に届け出なければならない。 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席活を 提出することができる。	·	4	4		1	
	2 市川町		5川町議会	1	1	3	2	4	4	4	4	4	1	第2条の2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出 することができる。	4	4	4		1	
	3 福崎町		崎町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1	
28 44	6 神河町	71	河町議会	1	2	1	1	4	4	4	4	2			3	4	4		1	
	4 太子町		(子町議会	1	2	3	2	1	1	1	1	1		(久族、重要又は早退の届出) 第2条 議員は、余族、実験の看接又は介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、 災害その他やむを得ない理由により欠篤、選参し、又は早退するときは、その理由を 付け、当日の開始時刻までに護長が高けはなければななない。 2 議員が明知に規定する機能により欠集するときは、日数を定めて、あらかじめ議長 「大火集産を提出することができる。	4	4	2		1	
	1 上郡町		郡町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		- 1	
	1 佐用町		用町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	2		4	4	4		1	
	5 香美町		美町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4		- 1	
28 58	6 新温泉町	町 第	「温泉町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	<u> </u>	1	